

ケアプランの軽微な変更についての考え方

大分市長寿福祉課

(令和3年6月)

目次

はじめに	P. 2
軽微な変更を適用するにあたって	P. 3
1. ケアプランを変更する際の業務	
2. サービス担当者会議開催の目的と開催時期	
3. 軽微な変更該当すると判断した場合の事務処理手順	
軽微な変更についての大分市の考え方	P. 4
1. 軽微な変更についての基本的な考え方と該当する事例	
2. その他の軽微な変更該当する事例	
3. 軽微な変更を適用した場合のサービス担当者会議	
4. 軽微な変更に関するQ&A	

はじめに

○ケアマネジメントにおいては、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づいて適切なサービスなどが総合的・効率的に提供されることが基本となります。

○運営基準を遵守することは、適切なケアマネジメント業務の遂行に繋がりますが、一方で書類作成や事務手続きが煩雑で関係者の負担となっていることから、厚生労働省は各関係者より意見を聴取し、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（※）」（令和3年3月31日老介発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第3号・老老発0331第2号）を発出しました。

※「「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見の対応について」（平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号）の内容を一部改正したもの。以下、「国通知」とする。

○この文書は上記の通知を受け、大分市の軽微な変更の取扱いに対する考え方を改めて整理してお示しすることにより、適切な運用を求めるものになります。

○この考え方は、あくまで「軽微な変更該当する可能性があるものと考えられる」というものであり、例示の内容が全ての事例に無条件に該当するわけではないということにご注意ください。

○軽微な変更は、変更する内容がケアマネジメント一連の業務を行う必要性が高い変更であるかどうかを利用者の状況等を考慮し、個別具体的に検討した上で軽微か否かを判断すべきものです。また、軽微な変更該当する事例であったとしても、必ずしも適用させなければならないものでもありません。

○軽微な変更の適用にあたっては、当冊子を熟読し、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うようお願いいたします。軽微な変更該当するか判断がつかない場合には、個別に対応しますので保険者までご相談ください。

軽微な変更を適用するにあたって

1. ケアプランを変更する際の業務

ケアプランの変更については、新規にケアプランを作成する時と同様の業務を実施しなければなりません。具体的には以下の業務です。

- ① アセスメント
- ② 計画の変更に伴うケアプラン原案の作成
- ③ サービス担当者会議
- ④ 利用者に説明・同意（ケアプランの確定）
- ⑤ 利用者・サービス担当者へケアプランを交付
- ⑥ 個別サービス計画の提出依頼



「**軽微な変更**」を適用する場合、左記の①～⑥までの一連の業務を必ずしも実施する必要はありません

※①、③、④、⑤は運営基準減算項目。

2. サービス担当者会議開催の目的と開催時期

サービス担当者会議は、効果的かつ実現可能な質の高いケアプランとすることを目的に開催され、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者の状況等に関する情報をサービス事業所の担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図るものです。

なお、サービス担当者会議は以下の場合において、開催することとされています。

- ① ケアプランを新規に作成する場合
- ② 要介護・要支援更新認定を受けた場合または要介護等状態区分の変更の認定を受けた場合
- ③ ケアプランを変更する場合
- ④ 福祉用具貸与または福祉用具販売をケアプランに位置付ける場合

3. 軽微な変更該当すると判断した場合の事務処理手順

- ① 軽微な変更と判断した根拠、変更する日付と内容、利用者から同意を受けた日付、確認方法（電話や訪問面接等）を支援経過に記録する
- ② ケアプランに変更点を**朱書きする**
※**第1表～第3表の差し替え不可**。利用者分のケアプランの修正は後日訪問時等に実施可。
- ③ サービス事業所の担当者との情報共有に努める（※朱書きしたケアプランの再交付は任意）
※必要に応じてサービス担当者会議を開催する。なお、この場合、全事業所を招集する必要性はなく、照会等により意見を求めることもできる。

軽微な変更についての大分市の考え方

1. 軽微な変更についての基本的な考え方と該当する事例

基準解釈通知（※）において「利用者の希望による軽微な変更」とは「サービス提供日時の変更等で介護支援専門員が（中略）一連の業務を行う必要性がないと判断したもの」と例示されていることから、大分市ではこれに類する程度の内容について「軽微な変更である」と判断してきたところです。

その基本的な考え方は、利用者の状況に変化がないことが前提で、「援助の方針・方向性が変更にならない程度のもの」であるとしており、国通知において例示されている9項目については、軽微な変更該当する事例として、大分市では以下のようにお示しします。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する業務について(平成11年7月29日老企第22号)

項目		ケアプランの軽微な変更該当する事例
1	サービス提供の曜日変更	利用者の都合により曜日の変更に至った場合。
2	サービス提供の回数変更	単一のサービス種別において何らかの理由で週1回程度の回数の増減の場合。ただし、複数のサービス種別において回数の増減があった場合は軽微な変更と判断しない。 なお、利用回数の増減による利用者に対する影響等については、十分な情報の共有（サービス担当者会議等での共通理解）に努めること。
3	利用者の住所変更	住居表示の変更等で住所の変更があった場合、また概ね中学校区（日常生活圏域）内での転居で、同居者や支援者等生活環境等に変わらない場合。 なお、住所変更に伴う利用者の状況（生活環境等）の変化については十分考慮し、必要に応じてケアプランを見直すこと。
4	事業所の名称変更	居宅介護支援事業所、サービス事業所の <u>名称のみ</u> 変更する場合。
5	目標期間の延長	<u>目標期間の延長は、軽微な変更と認める事例が想定できないため、個別に判断していきたい。</u> なお、目標は一定の期間内で達成可能なものを設定するべきであり、まずは目標の妥当性についての検討すること。
6	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具で同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合。
7	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	サービス事業所の休止・廃止等、事業所都合によりサービス事業所を変更する場合。 なお、事業所を変更することで利用者へ不利益が生じないように、変更前後のサービス事業所との十分な情報の共有（サービス担当者会議等での共通理解）に努めること。
8	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の「総合的な援助の方針」や第2表の「生活全般の解決すべき課題」、「援助目標」、「サービス種別」等が変わらない範囲で、目標達成に向けた <u>サービス内容のみ</u> 変更する場合。 例えば、デイケアであれば運動器具や運動メニュー等の変更で、サービス提供時間や加算に変更が生じないものが該当する。
9	担当介護支援専門員の変更	同一の居宅介護支援事業所における介護支援専門員の変更の場合で、新しい担当者が利用者との面識を有しており、情報の共有、利用者についての共通理解ができている場合。

2. その他の軽微な変更該当する事例（大分市独自）

項目		ケアプランの軽微な変更該当する事例
10	サービス提供の時間帯変更	利用者の都合によりサービス提供の時間帯（計画上の時間数は変わらない）を変更する場合。
11	一部委託が終了する場合	居宅介護支援事業所の都合により、ケアプランに定めた援助期間の途中で一部委託を終了する場合。 ただし、一部委託を開始する場合は軽微な変更該当しない。
12	総合事業における緩和型サービスを利用する場合	「大分市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル」の該当ページを参照してください。

※軽微な変更については、上記の1～12項目を基本としますが、軽微な変更該当するかどうか判断がつかない場合には、個別に対応いたしますので保険者までご相談ください。

3. 軽微な変更を適用した場合のサービス担当者会議

ケアプランの変更にあたってはサービス担当者会議を開催しなければなりません。上記で挙げた軽微な変更該当する場合は、サービス担当者会議を含む一連の業務を必ずしも実施する必要はありません。

しかし、介護支援専門員がサービス担当者会議を開催して各担当者と利用者の情報共有を図ったり、変更事項に対して意見を求めたりした方が良いと判断した場合に、サービス担当者会議を開催することについては全く制限するものではありません。

なお、この場合、必ずしも全事業所を招集する必要はなく、また照会等により意見を求めることもできます。

4. 軽微な変更に関するQ&A

質問（括弧は参照した項目）		回答
1	軽微な変更により、サービス提供の回数を1回から2回に変更した。その後、さらに1回増やして3回にすることを考えているが、軽微な変更該当するか？（項目2）	該当しない。 2回目以降の提供回数の増減変更は軽微な変更とは言えない。
2	個別機能訓練加算を週3回算定しているが、利用者が週4回を希望している。軽微な変更該当するか？（項目2）	該当しない。 加算については介護支援専門員が利用者の状況や目標達成のために必要と判断して算定するものである。そのため、回数を増やすことに伴い、目標等の見直しが生じると考えられる。
3	利用者が住民票を他市に置いたまま、大分市にてサービスを受けていたが、住民票を大分市に異動することになった。住民票の異動だけで、利用者の住所などは変わらないが、軽微な変更該当するか？（項目4）	該当しない。 利用者の保険者変更が発生し、保険者番号および被保険者番号が変更になるため、転入日以降有効な大分市が保険者のケアプランを作成しなければならない。

4	通常的車椅子からリクライニング機能付きの車椅子に変更する場合は、軽微な変更該当するか？（項目6）	該当しない。 機能の変化を伴う用具の変更はその必要性和目的を検討すること。
5	車椅子にフットレストなどの付属品を追加する場合は軽微な変更該当するか？（項目6）	該当しない。 品目を追加する場合は、その必要性和目的を検討すること。
6	現在利用中の通所介護事業所が通所介護から地域密着型通所介護にサービス種別が変わることになったが、軽微な変更該当するか？（項目7）	サービス種別が異なる事業所変更は軽微な変更と言えないが、お尋ねの場合（通所介護⇔地域密着型通所介護）は例外的に認める。 ただし、認知症対応型通所介護への変更は認めないため、取扱いには留意すること。
7	居宅介護支援事業所の法人が変更することになったが、事業所の名称や所属介護支援専門員、事業所の住所などは変わらない。軽微な変更該当するか？（項目7）	居宅介護支援事業所の法人が変更した場合は、変更後の法人として改めて契約した上で業務を実施することになるため、事業所の名称が同一であったとしても軽微な変更該当しない。 ただし、法人の吸収合併や吸収分割の場合は、特例的に軽微な変更とすることができる。該当すると思われる場合は、事前に問い合わせること。
8	サービス事業所の法人が変更になるが、事業所名も所在地も職員も変わらない。サービス内容についてもこれまでと同じである。軽微な変更該当するか？（項目7）	援助の方針・方向性に対して、サービス事業所の法人が変更したことによる影響がない場合は、軽微な変更として取り扱って差し支えない。
9	1つの訪問介護事業所で対応できないため、A事業所で週5回、B事業所で週3回支援を提供している。A事業所でヘルパーが確保できなくなったため、A事業所で週3回、B事業所で週5回支援を提供することを検討している。この場合は軽微な変更該当するか？（項目7）	2か所以上の事業所を利用する目的が同じで、事業所の都合によりやむを得ない場合は、週の合計回数が変わらないことを条件に、軽微な変更にて複数の事業所の提供回数を変更してよい。 ただし、できるだけ計画に沿って対応できる事業所の選定に努めること。
10	介護支援専門員が別の居宅介護支援事業所に移ることになった。利用者は引き続きこの介護支援専門員が担当するが、軽微な変更該当するか？（項目9）	該当しない。 別の居宅介護支援事業所において、契約からの一連の業務が必要であり、各業務は全て省略することはできない。
11	サービスの提供時間を1時間から1時間半に増やす場合は、軽微な変更該当するか？（項目10）	該当しない。 サービスの提供時間数が増減する場合は、利用者の状況に変化があったと考えられる。